

# ブロック塀等を建築される方へ

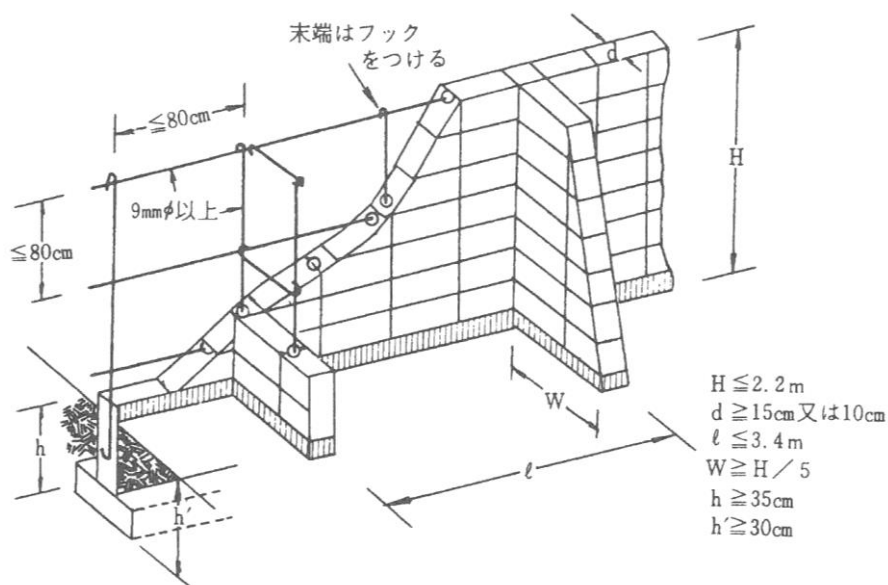
いわき市

建築基準法では、ブロック塀等の建築に際して、次のような構造基準を定め、その安全を図っておりますので、これを遵守し、適切な施工がなされるようお願いいたします。

## 1 補強コンクリートブロック塀の構造

(建築基準法施行令第62条の8関係)

- (1) 高さは、2.2m以下とすること。
- (2) 壁の厚さは、15 cm（高さ2m以下のものは、10 cm）以上とすること。
- (3) 壁頂と基礎には横に、壁の端部と隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋を配置すること
- (4) 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に、80 cm以下の間隔で配置すること。
- (5) 長さ3.4m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において、壁面から高さ1/5以上突出したものを設けること。（高さ1.2m以下のものは不要）
- (6) (3)及び(4)の鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋はこれらの縦筋にそれぞれかぎかけして、定着すること。
- (7) 基礎のたけは、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。（高さが1.2m以下のものは不要）



## 2 石造等の組積造塀の構造

(建築基準法施行令第 61 条関係)

- (1) 高さは 1.2m 以下とすること。
- (2) 各部分の壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離の  $1/10$  以上とすること。
- (3) 長さ 4m 以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁 (木造のものは除く) 設けること。  
(ただし、その部分における壁の厚さが(2)でいう壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合は不要)
- (4) 基礎の根入れ深さは 20 cm 以上とすること。

